

## 9月の税務カレンダー

国民健康保険税 第4期  
長崎市ホームページより



## 新型コロナウイルス対策としての家賃支援給付金

令和2年5月の緊急事態宣言延長等により、売上減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減する給付金が支給されています。(令和3年1月15日まで)

### (1) 支給対象(①②③すべてを満たす事業者)

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。
- ②令和2年5月～12月の売上高について、1ヶ月で前年同月比50%以上減少、又は連続する3ヶ月の合計で前年同期比30%以上減少していること。
- ③他人の土地・建物を自らの事業のために直接占有し、賃料の支払いをおこなっていること。

### (2) 対象となる賃料の支払い(①②③すべてに当てはまるのが条件です)

- ①2020(令和2)年3月31日の時点で、有効な賃貸借契約があること。
- ②申請日時点で、有効な賃貸借契約があること。
- ③申請日より直前3ヶ月間の賃料の支払いの実績があること。

### (3) 給付額

下図の給付率・上限額の算定方法にしたがって、月額給付額の6倍、法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給します。

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+支払賃料の75万円の超過分×1/3 *ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+支払賃料の37.5万円の超過分1/3 ただし、50万円(月額)が上限

### (4) 給付要件に当てはまらない場合

個人事業主・中小法人ともに賃貸人(かしぬし)と賃借人(かりぬし)が実質的に同一人物の場合は対象となりません。また、配偶者や一親等以内の親族との取引も認められていません。

#### <長崎居留地まつりのご案内・明治150年+α>

とき：令和2年9月19日(土)、20日(日)、21日(祝) ところ：東山手・南山手・大浦一帯・出島  
主なイベント：居留地まちピンゴ(19日、20日)会場全体にあるチェックポイントを巡って豪華景品を当てよう！  
居留地大抽選会(21日)協賛各社よりさまざまな景品を提供してもらいます。ぜひゲットしてください。  
グッズ販売(19日～21日)TeRAYA、てがみ屋、イベント本部(四海楼広場)

問い合わせ先：長崎居留地まつり実行委員会(長崎市観光推進課内 095-822-8888)

※カワサキ会計事務所がある大浦町は幕末から明治初期に外国人居留地として栄えた地域で、今も当時の面影を残しています。居留地まつりは地元の大浦青年会・商店街・自治会等が協力し合って開催している「まちづくり」のイベントです。今年は「居留地まつり25周年」です。大人から子どもまで、楽しめる祭りになっています。ご家族で楽しんでみませんか？